

物品譲与契約書（案）

物 品 名	アート作品「平」および「和」（２作品一対）
物 品 引 取 期 限	2025 年 10 月 21 日
引 渡 場 所	「平」 京阪電気鉄道 中之島駅 アート作品展示コーナー (大阪市北区中之島五丁目 3 番 5 0 号) 「和」 マルビル大阪・関西万博バスターミナル待合室 (大阪市北区梅田一丁目 9 番 2 0 号)
用 途	一般公開の用に供すること
そ の 他	物品の詳細については物品調書に記載。 物件の著作権は、ナビガトリア株式会社に帰属する。

本契約は、上記物品の譲与について、譲与人と譲受人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な物品譲与契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

住所又は事務所所在地 大阪市住之江区南港北一丁目 1 4 番 1 6 号
 譲与人 商 号 又 は 名 称 公益社団法人 2 0 2 5 年日本国際博覧会協会
 氏名又は代表者氏名 事務総長 石毛 博行 印

住所又は事務所所在地
 譲受人 商 号 又 は 名 称 印
 氏名又は代表者氏名

(総 則)

第1条 譲与人及び譲受人は、本契約(頭書を含む。

以下同じ。)に基づき、仕様書等(別冊の仕様書、明細書及び現物をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないものがある場合は、譲与人と譲受人とが協議して定める。

3 譲受人は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 本契約の履行に関して譲与人と譲受人との間で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 本契約の履行に関して譲与人と譲受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 本契約に係る一切の訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任)

第2条 譲受人は、関係法令の規定を守らなければならない。

(一般的損害等)

第3条 物品の引渡し後に生じた一切の損害は、譲受人の負担とする。

2 譲受人は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、引き渡し時に譲与人から譲受人に移転するものとする。

(物品の引取)

第5条 譲受人は、物品の所有権が移転した日か

ら表記の引取期限までに物品を引き取らなければならない。

2 前項の引き取りについては、譲与人の指示に従わなければならない。

3 譲受人は第1項の規定により引取をしたときは、譲与人に受領書を交付するものとする。

(契約不適合責任)

第6条 物品は現状有姿での引渡しを前提としており、譲与人は、引き渡された物品の種類、品質、数量に関し、一切の担保責任を負わない。

(譲与人の解除権)

第7条 譲与人は、譲受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約契約を解除することができる。ただし、当該不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 物品の全部又は一部を引取期限内に引取しないとき。

(2) 本契約の履行にあたり譲与人の指示に従わないとき又は譲与人の職務の執行を妨げたとき。

(3) 前各号のほか本契約に違反したとき。

2 譲与人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 譲受人が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(2) 譲与人が前項の催告をしても、譲受人がその債務を履行しない又は本契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(3) 本契約の締結又は履行について譲受人に不正な行為があったとき。

(4) 譲受人が譲与人に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が譲与人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、譲与人は、契約の解除をすることができない。

(誓約書の提出)

第8条 譲受人は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、譲与人に提出しなければならない。ただし、譲与人が必要で

ないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第8条の2 譲与人は、譲受人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、催告をすることなく直ちに本契約を解除する。

(譲受人の解除権)

第9条 譲受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。ただし、譲受人の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 譲与人の責めに帰すべき事由により、本契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (2) 譲与人が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。

2 譲受人は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を譲与人に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が譲与人の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(譲与人の損害賠償請求)

第10条 譲与人は、譲受人が債務の本旨に従った履行をしない場合は、これによって生じた損害の賠償を譲受人に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が譲受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(遅延損害金)

第10条の2 譲受人が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を譲与人の指定する期間内に支払わないときは、譲与人は、譲受人から、遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率（民法404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。）の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(一般的損害等)

第11条 譲受人は、債務の履行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(権利譲渡等の制限)

第12条 譲受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、

あらかじめ、譲与人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(補則)

第13条 本契約に定めない事項については、必要に応じ譲与人と譲受人とが協議して定めるものとする。